

上野原市

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

令和3年3月

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	3
4	計画の期間	3
5	策定体制	3
6	計画の推進体制	4

## 第2章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

1	障害保健福祉圏域	5
2	見込量設定の考え方と内容	6
3	令和5年度末の成果目標	7
4	障がい福祉サービスの見込量と確保策	11
5	障がい児支援の見込量と確保策	17
6	地域生活支援事業等の見込量と確保策	19

## 資 料 上野原市福祉に関するアンケート調査結果

1	調査の概要	23
2	調査結果	24



# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や人口減少が加速し、家族や社会のあり方が変容する中であって、人と人や人と地域のつながりが衰えつつあります。

また、障がい福祉の分野では、当事者の高齢化や重度化が進んでおり、支援ニーズは複雑化かつ多様化しております。

一方、「障害者基本法」の理念に基づき、障がいのある方とない方が、互いに人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国は、平成25年に「障害者自立支援法」を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。なお、平成28年には障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズに対して、よりきめ細やかな対応を図ることとしています。

また、平成26年に「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年には障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）、雇用の分野における障がいのある方に対する差別の禁止や障がいのある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めた「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」を施行しています。

現在、障がい福祉の現場では、当事者の障がいの他にも、個人や世帯単位で様々な課題を抱え、複数の支援を必要とするといった状況もみられ、総合的な支援を提供できる体制づくりが求められています。

なお、国の基本指針では、障がい福祉を取り巻く動向等を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に際して、人材の確保や社会参加を支える取り組み等が盛り込まれています。

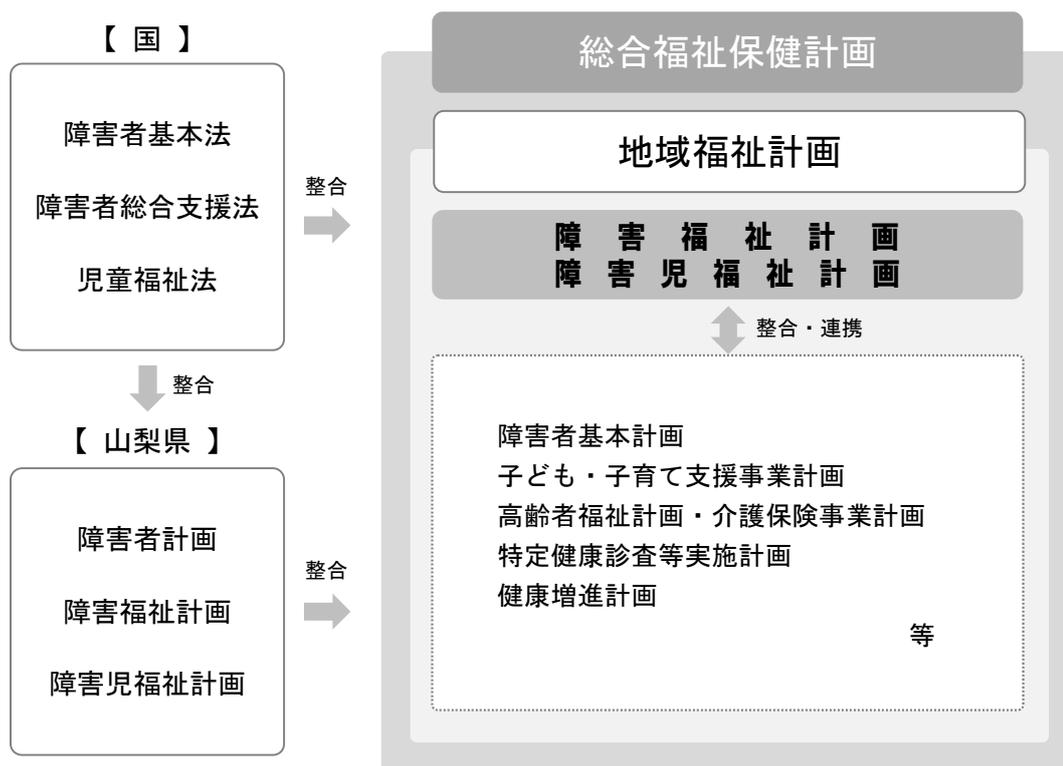
本市では、平成29年度に策定した「上野原市第5期障害福祉計画・第1期障害児

福祉計画」の計画期間が、令和2年度末をもって終了することから、引き続き、障がい福祉施策を推進していくため、国の関連計画及び法令等を踏まえつつ、新たに令和3年度を初年度とする「上野原市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

本市の障害福祉計画・障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がい者の地域生活を支援するためのサービス等について、令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画とし、それぞれ、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

なお、本計画の策定に際しては、国や山梨県並びに本市の関連計画との整合性を図りました。



### 3 計画の対象

本計画は、障害者手帳の有無にかかわらず、何らかの障がい等があるために、日常生活又は社会生活を営むうえで、一定の制限を受ける方や不自由な状態にある方を対象とします。

### 4 計画の期間

本計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第3次障害者基本計画					
第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		

### 5 策定体制

#### (1) 策定委員会の設置

本計画の策定に際しては、学識経験者、地域団体、事業団体、保健・医療・福祉関係団体の代表者等の委員で構成する「上野原市総合福祉保健計画等策定委員会・障害福祉部会」を設置し、計画案の検討及び協議を行いました。

#### (2) アンケート調査の実施

障がい福祉サービスの基盤整備や事務事業の推進にあたり、障がいのある方の日常生活に関する現状や課題、意見や要望を把握することを目的として、障害者手帳の所持者を対象としたアンケート調査を実施しました。

#### (3) パブリック・コメントの実施

本計画については、「上野原市パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、パブリック・コメントを実施のうえ、広く市民から意見を求めました。

## 6 計画の推進体制

### (1) 関連計画及び関係機関との連携等

本計画の実施に際しては、関連計画との整合性を図りながら取り組むこととし、庁内関係部局や関係行政機関、保健・医療・福祉の関係団体やサービス事業者、地域団体や市民活動団体等との連携に努めます。

### (2) 進捗状況の管理

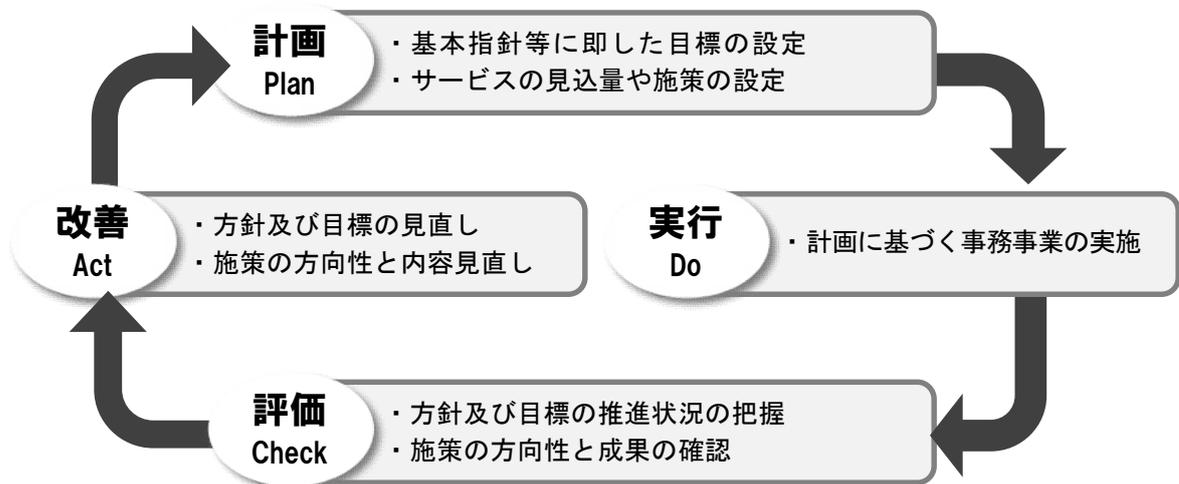
本計画の実効性を高めていくためにPDCAサイクルを活用し、障がい福祉に関する施策やサービスの進捗状況の確認、課題の検討及び評価等を実施のうえ施策の充実に努めます。なお、このような計画の進捗管理を継続して行うことにより、次期計画の策定に役立てることとします。

#### PDCAサイクル

PDCAサイクルとは、「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Act）」の4つで構成される行動システムのことをいいます。

なお、計画(Plan)は普遍でなく、実行に移し(Do)、結果及び成果を評価し(Check)、改善及び改良を加え(Act)、次の計画(Plan)につなげることが必要とされます。

また、環境変化が急速な現在にあっては随時見直し等も求められています。



### (3) 市民の参加及び協力

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けて行くためには、公的なサービスに加えて、地域の支え合いが必要不可欠です。

このため、関係機関との連携や広報活動等により、広く障がいに対する理解を深め、市民の参加及び協力を促す取り組みを推進していきます。



## 第 2 章

# 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

### 1 障害保健福祉圏域

障がい福祉サービスの需要増大や多様化に対応するためには、地域の社会資源を有効活用し、広域的な観点から支援体制の基盤整備を行うことが必要です。

また、「障害者総合支援法」では、「区域」ごとに障がい福祉サービスや指定相談支援の見込量を定めることとしています。なお、国の基本指針では、都道府県及び市町村の協働による「圏域」を単位として、障がい福祉サービスの基盤整備の促進等に関する事項が定められています。

山梨県の「障害保健福祉圏域」は、「地域保健医療計画」及び「高齢者福祉圏域」と一致させるとしており、当市は「富士・東部障害福祉圏域」に属しています。



圏域名	構成市町村	所管保健福祉事務所
中北	甲府市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 中央市 昭和町	中北
峡東	山梨市 笛吹市 甲州市	峡東
峡南	市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町	峡南
富士・東部	富士	富士吉田市 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町
	東部	<u>上野原市</u> 大月市 都留市 道志村 小菅村 丹波山村

## || 2 見込量設定の考え方と内容

障害者手帳の所持者数やサービス利用実績等の推移を踏まえ、アンケート調査に基づくサービスのニーズや入所施設及び病院等からの地域移行を考慮し、目標値の設定及びサービスの見込量を推計します。

また、「東部圏域自立支援協議会」の構成市村（上野原市・大月市・都留市・道志村）と協議のうえ、各種機能の面的整備等に関する方針を設定します。

### (1) 令和5年度末の成果目標

本計画では、国及び県の指針等を踏まえ、次のとおり成果目標を設定し、令和5年度末までの目標達成に向けて取り組んでいきます。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する数値目標
- ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に関する数値目標
- ③ 「地域生活支援拠点」等の整備に関する数値目標
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等に関する数値目標
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標
- ⑦ 障がい福祉サービス等の質の向上に関する目標

### (2) 障がい福祉サービスの見込量と確保策

令和3年度から令和5年度までの障がい福祉サービス及び相談支援等について、種類別のサービス見込量と確保策を定めます。

### (3) 障がい児支援の見込量と確保策

令和3年度から令和5年度までの障がい児通所支援及び相談支援等について、種類別のサービス見込量と確保策を定めます。

### (4) 地域生活支援事業の見込量と確保策

令和3年度から令和5年度までの地域生活支援事業等について、種類別のサービス見込量と確保策を定めます。

### 3 令和5年度末の成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」の数値目標については、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮のうえ、令和5年度末を成果目標として設定します。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目 標 値		設定の考え方
令和5年度末の施設入所者数	37人	令和元年度末時点（38人）から1.6%削減 【国指針：令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減】
令和5年度末までの地域生活移行者数	3人	令和元年度末の施設入所者の6%が、施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行】

##### ○目標達成のための方策

庁内関係部局や関係行政機関、医療機関やサービス事業者、地域団体や市民活動団体等との連携体制を強化し、総合的かつ継続的な地域生活の支援に努めます。

#### (2) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

目 標 値		設定の考え方
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	【国指針：精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇：316日以上とすることを基本】
精神病床における1年以上の長期入院患者数	65歳以上 56人 65歳未満 22人	【国指針：令和5年度末の全国の目標値は平成30年度と比べて6.6～4.9万人減少】
精神病床における退院率の上昇	3ヶ月時点 69% 6ヶ月時点 86% 12ヶ月時点 92%	【国指針：3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、12ヶ月時点92%以上とすることを基本】

##### ○目標達成のための方策

庁内関係部局や関係行政機関、医療機関やサービス事業者、地域団体や市民活動団体等との連携体制を強化のうえ、「上野原市障害者基幹相談支援センター」をコーディネーターとして、総合的かつ継続的な地域生活の支援を図ることにより、精神病床における長期入院患者数の削減及び退院率の上昇を図ることとします。

### (3) 「地域生活支援拠点」等の整備

目 標 値	設定の考え方
令和2年度末までに 圏域で地域生活支援拠点を整備	【国指針：令和5年度末までに、圏域又は市町村に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本】  ※以下、圏域とは「東部圏域自立支援協議会」の構成市村（上野原市・大月市・都留市・道志村）の区域内とします。
地域生活支援拠点の運用等について、年1回以上検証・検討	

#### ○目標達成のための方策

令和2年度末までに、圏域で「地域生活支援拠点」を面的に整備のうえ、関係者等による会議を設置し、年1回以上、運用状況の検証及び検討を実施します。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

目 標 値	設定の考え方	
令和5年度における 一般就労移行者数 (就労移行支援)	4人	令和5年度における就労移行支援を通して一般就労へ移行させる人数。令和元年度実績値(3人)の1.30倍増 【国指針：令和元年度実績の1.30倍以上】
令和5年度における 一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	1人	令和5年度における就労継続支援A型から一般就労へ移行させる人数。令和元年度実績値(0人)の1.26倍増 【国指針：令和元年度実績の1.26倍以上】
令和5年度における 一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	3人	令和5年度における就労継続支援B型から一般就労へ移行させる人数。令和元年度実績値(2人)の1.23倍増 【国指針：令和元年度実績の1.23倍以上】
令和5年度における 就労定着支援事業の 利用者数	6人	令和5年度における就労移行支援及び就労継続支援を通じて一般就労に移行する人数。 【国指針：7割が就労定着支援事業を利用することを基本】
令和5年度における 就労定着率8割以上 の就労定着事業所数	1事業所	令和5年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場に定着させる割合が8割以上の事業所の割合。 【国指針：就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本】

#### ○目標達成のための方策

就労サービスの提供については、県内事業所の他、東京都や神奈川県の実業所とも連携し、利用機会の確保や選択肢の充実を図ります。また、事業所の支援については、県や他市町村と連携のうえ取り組みます。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

目 標 値		設定の考え方
令和5年度末までに、圏域で 児童発達支援センター設置	1箇所	【国指針：令和5年度末までに、児童発達支援センターを圏域又は市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本】
令和5年度末までに、圏域で 保育所等訪問支援を利用できる 体制構築	1箇所	【国指針：令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本】
令和5年度末までに、圏域で 重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	1箇所	【国指針：令和5年度末までに、圏域又は市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本】
令和5年度末までに、圏域で 重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	【国指針：令和5年度末までに、圏域又は市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本】
令和2年度末までに、圏域で 医療的ケア児支援のための協議の場	1箇所	【国指針：令和5年度末までに、都道府県、圏域、市町村において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本】
令和2年度末までに、市内で 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	1名	【国指針：令和5年度末までに、都道府県、圏域、市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】

### ○目標達成のための方策

障がい児支援の体制整備については、県や他市町村と連携のうえ取り組みます。また、医療的ケア児支援のための協議の場については、既存の「東部圏域自立支援協議会」を活用することとし、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、市内の相談支援事業所に働きかけを行います。



## (6) 相談支援体制の充実・強化等

目 標 値		設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	1箇所	【国指針：令和5年度末までに、圏域又は市町村において、相談支援体制の充実及び強化等に向けた取組の実施体制を確保】

### ○目標達成のための方策

令和2年度に設置した「上野原市障害者基幹相談支援センター」により、地域の相談支援体制の充実及び強化等に取り組みます。

## (7) 障がい福祉サービス等の質の向上

目 標 値		設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	1人 1回	【国指針：令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築】

### ○目標達成のための方策

県や関係団体が実施する各種研修等については、職員1人以上の参加を基本とします。また、令和5年度末までには、「障害者自立支援審査支払等システム」の審査結果を分析し、その結果を活用のうえ事業所や他市町村と共有する体制の構築を図ることとし、県や他市町村と連携のうえ取り組みます。



## 4 障がい福祉サービスの見込量と確保策

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスについては、以下の単位で表記しています。

- 時間/月＝「月間のサービス提供時間」
- 人日/月＝「月間の利用人数」×「月間の平均利用日数」
- 人 /月＝「月間の利用人数」＝「実人員」

### (1) 訪問系サービス

#### ① 事業概要

サービス名	概要
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある方や、常に介護を必要とし行動の障がい有する方に対して、入浴、排せつ、食事、外出の介護等を行います。
同行援護	視覚の障がいにより、移動に著しい困難を有する方に対して、必要な情報の提供や移動の援護等の支援を行います。
行動援護	知的や精神の障がいにより、行動に著しい困難を有するうえで、常に介護を必要とする方に対して、外出や危険回避のために必要な援護等の支援を行います。
重度障がい者等包括支援	寝たきり状態等の常時介護を必要とする障がいのある方に対して、居宅介護等の複数サービスを組み合わせて包括的な支援を行います。

#### ② 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	121	98	77	77	77	77
	人/月	16	15	14	14	14	14
重度訪問介護	時間/月	182	181	166	178	178	178
	人/月	3	3	3	3	3	3
同行援護	時間/月	14	31	27	25	25	25
	人/月	1	2	2	2	2	2
行動援護	時間/月	26	22	20	23	23	23
	人/月	1	1	1	1	1	1
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	10
	人/月	0	0	0	0	0	1

※令和2年度の実績は、令和2年9月30日時点の推計値になります。

### ③ 見込量確保の方策

訪問系サービスについては、当事者の高齢化及び重度化を見据え、サービス利用の継続又は増加を見込んでいるため、事業者の掘り起こしを図りつつ、県や他市町村と連携のうえ、既存事業者のサービス拡充や新規事業者及び介護保険事業者の参入等を働きかけていきます。



## (2) 日中活動系サービス

### ① 事業概要

サービス名	概要
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある方に対して、主に日中の入浴、排せつ、食事等の介護や創作活動及び生産活動の支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活上、身体機能の維持及び回復等の必要な障がいのある方に対して、身体的なリハビリテーションを行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活上、生活能力の維持及び向上等の必要な障がいのある方に対して、日常生活能力を向上するための支援を行います。
就労移行支援	一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる障がいのある方が就労を希望する場合に、生産活動等を通して就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等における就労は困難であるものの、雇用契約に基づく就労は可能と見込まれる障がいのある方に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等における就労は困難であり、雇用契約に基づく就労や就労移行支援及び就労継続支援A型の利用も困難な障がいのある方に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労に移行した障がいのある方に対して、就労の継続を図ることができるように事業所や家族等との連絡調整を行います。
療養介護	医療の他、常時介護等も必要とされる障がいのある方に対して、病院等の施設において、看護、機能訓練、療養上の管理における介護等の支援を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅において、介護者等の疾病その他の理由により、施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある方に対して、短期間の施設滞在、入浴、排せつ、食事、その他の必要な支援を行います。

### ② 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	1,577	1,575	1,522	1,560	1,560	1,560
	人/月	88	87	83	86	86	86
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	0	0	10
	人/月	0	0	0	0	0	1

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	0	42	79	58	58	58
	人/月	0	3	4	3	3	3
就労移行支援	人日/月	61	84	47	62	62	62
	人/月	5	6	3	4	4	4
就労継続支援 (A型)	人日/月	152	189	168	168	168	168
	人/月	8	10	9	9	9	9
就労継続支援 (B型)	人日/月	642	548	528	578	578	578
	人/月	38	35	31	35	35	35
就労定着支援	人/月	1	2	3	2	2	2
療養介護	人/月	6	7	7	7	7	7
短期入所 (福祉型)	人日/月	65	52	69	62	62	62
	人/月	10	11	9	10	10	10
短期入所 (医療型)	人日/月	4	11	13	17	17	17
	人/月	1	1	2	2	2	2

※令和2年度の実績は、令和2年9月30日時点の推計値になります。

### ③ 見込量確保の方策

日中活動系サービスについては、当事者及び家族等の高齢化や地域移行及び地域定着の推進を見据え、サービス利用の継続又は増加を見込んでいるため、事業者の掘り起こしを図りつつ、県や他市町村と連携のうえ、既存事業者のサービス拡充や新規事業者及び介護保険事業者の参入等を働きかけていきます。

### (3) 居住系サービス

#### ① 事業概要

サービス名	概要
自立生活援助	共同生活援助や施設入所支援等を利用していた障がいのある方に対して、地域で自立した生活に移行した際には、定期的に居宅を訪問のうえ、必要とする助言や医療機関等との連絡調整を行うことその他、相談や要請等がある場合には、訪問、電話、メール等により随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、主に夜間の入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設等において、主に夜間の入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行います。

#### ② 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1
共同生活援助	人/月	25	24	24	23	23	23
施設入所支援	人/月	45	43	39	43	43	43

※令和2年度の実績は、令和2年9月30日時点の推計値になります。

#### ③ 見込量確保の方策

居住系サービスについては、当事者及び家族等の高齢化を見据え、サービス利用の継続又は増加を見込み、利用可能な施設等の掘り起こしを行います。また、県や他市町村と連携のうえ、既存事業者のサービス拡充や新規事業者の参入等を働きかけていきます。



## (4) 相談支援

### ① 事業概要

サービス名	概要
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用しようとする方に対して、サービス等利用計画の作成や事業者との連絡調整等の支援を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等を退所又は退院する障がいのある方に対して、地域生活の移行に必要な住居の確保やサービスの体験利用等の支援を行います。
地域定着支援	居宅において生活する障がいのある方に対して、緊急時に単身又は何らかの事情により支援が見込めない状況にある場合には、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応等の支援を行います。

### ② 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	20	23	21	20	20	20
地域移行支援	人/月	1	1	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	0	0	0	0	1

※令和2年度の実績は、令和2年9月30日時点の推計値になります。

### ③ 見込量確保の方策

相談支援については、「上野原市障害者基幹相談支援センター」を中核機関とし、地域の相談支援体制の充実及び強化等に取り組みます。また、地域生活支援については、庁内関係部局や関係行政機関、医療機関やサービス事業者、地域団体や市民活動団体等との連携を強化し、包括的な支援体制の確保を図ります。

## 5 障がい児支援の見込量と確保策

児童福祉法に基づく障がい児支援については、以下の単位で表記しています。

- 人日/月＝「月間の利用人数」×「月間の平均利用日数」
- 人 /月＝「月間の利用人数」＝「実人員」

### (1) 障がい児通所支援の見込量

#### ① 事業概要

サービス名	概要
児童発達支援	障がいのある未就学児に対して、施設通所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体や体幹の機能に障がいのある未就学児に対して、児童発達支援と併せて、理学療法等の訓練や医療的な支援を行います。
放課後等デイサービス	障がいのある就学児に対して、学校の授業終了後や休業日等において、施設通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある未就学児に対して、当該施設を訪問のうえ、集団生活への適応に必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がいがあり、児童発達支援等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問のうえ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

#### ② 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	26	49	37	30	30	30
	人/月	4	4	3	3	3	3
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	5
	人/月	0	0	0	0	0	1
放課後等デイサービス	人日/月	269	247	271	271	271	271
	人/月	23	19	19	19	19	19
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	0	5
	人/月	0	0	0	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	5
	人/月	0	0	0	0	0	1

※令和2年度の実績は、令和2年9月30日時点の推計値になります。

### ③ 見込量確保の方策

障がいのある児童への通所支援を充実させるため、保護者や相談支援員との情報共有を図り、保護者の負担軽減も視野に入れたサービスの提供に努めます。また、県や他市町村と連携のうえ、既存事業者のサービス拡充や新規事業者の参入等を働きかけていきます。

## (2) 障がい児相談支援等の見込量

### ① 事業概要

サービス名	概要
相談支援	通所支援を利用する障がいのある児童に対して、障害児支援利用計画の作成やサービス事業所との連絡調整等の支援をします。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的なケアが必要な障がい児（医療的ケア児）に対して、福祉・医療・保健・保育・教育等の関係機関と連絡調整を行うコーディネーターを配置し、医療的ケア児の地域生活の支援を図ります。

### ② 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援	人/月	4	4	4	4	4	4
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/月	0	0	1	1	1	1

※令和2年度の実績は、令和2年9月30日時点の推計値になります。

### ③ 見込量確保の方策

障がいのある児童への相談支援については、「上野原市障害者基幹相談支援センター」を中核機関とし、地域の相談支援体制の充実及び強化等に取り組みます。また、医療的ケア児等の支援に関するコーディネーターの配置については、市内の相談支援事業所に対応を働きかけます。

## 6 地域生活支援事業等の見込量と確保策

### (1) 必須事業

#### ① 事業概要

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいに対する理解を深めるため、広報誌等による周知の他、関係部局と連携して啓発活動に努めます。
自発的活動支援事業	障がいのある方の自立や社会参加に資するため、障がい当事者やその家族、地域住民や各種団体等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障がいに関する相談に応じ、情報提供や指導及び調整等を実施します。また、地域における相談支援の中核機関として、「上野原市障害者基幹相談支援センター」を設置し、専門的職員を配置のうえ相談支援機能の強化を図ります。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な知的又は精神に障がいのある方に対して、成年後見制度の利用を支援します。また、地域連携ネットワークの拠点として「成年後見支援センター」の機能を確保します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見事業を実施する法人に対して、「成年後見支援センター」の機能と連携のうえ、安定的な事業実施のため必要な支援に努めます。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいにより、意思疎通を図ることが困難な方に対して、手話通訳者又は要約筆記者を派遣のうえ利便を図ります。
日常生活用具給付等事業	障がいのある方に対して、自立した日常生活を支援するために必要な用具等を給付又は貸与のうえ利便を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある方の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、日常的な手話表現技術を習得する手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、社会生活上の不可欠な外出等のために必要な支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある方に対して、創作活動及び生産活動の機会を提供のうえ、社会との交流促進等の便宜を図ります。

#### ② 必要な量の見込み

サービス名	計画	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	26	26	6	19	19	19
日常生活用具給付等事業	件/年	361	383	430	392	392	392
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	2	3	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	5	2	8	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	0	2	1	1	1
排泄管理支援用具	件/年	350	377	418	382	382	382
住宅改修費	件/年	2	0	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	件/年	1	0	0	0	0	1
移動支援事業	件/年	42	37	10	30	30	30
	時間/年	81	69	16	55	55	55
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/月	10	10	10	10	10	10

※令和2年度の実績は、令和2年9月30日時点の推計値になります。

### ③ 見込量確保の方策

理解促進研修・啓発事業については、広報誌等による周知の他、イベント等を通して、障がい福祉の啓発活動に努めます。また、教育委員会と連携し、「放課後子ども教室」に手話講座を採用のうえ、児童及び生徒の理解促進を図ります。

自発的活動支援事業については、障がい福祉の向上に資することを目的とする自発的な活動を支援します。また、「上野原市障がい者福祉会」の運営を支援のうえ、地域の障がい福祉の向上に努めます。

相談支援事業については、行政相談と併せて、「上野原市社会福祉協議会」への委託相談により、障がいに関する基本的な相談支援を実施します。また、「上野原市障害者基幹相談支援センター」を中核機関と位置づけ、精神保健福祉士等の専門的職

員を配置し、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、権利擁護・虐待防止、地域の相談支援体制の強化等に取り組みます。

成年後見制度利用支援事業については、上野原市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、市長申立てに要する経費等を給付のうえ、成年後見制度の利用が必要な知的又は精神に障がいのある方を支援します。また、本計画は「成年後見制度利用促進基本計画」を兼ねるものとし、高齢者介護部局と連携のうえ、「成年後見支援センター」の機能を確保し、市民後見人の養成や成年後見制度の普及啓発、中核機関となる協議会の設置及び運営、権利擁護支援の地域ネットワークの構築を図ります。なお、これらの事項に対して、令和3年度までに体制を整備し、外部の有識者を交えた協議を通して、成年後見事業の段階的な発展と着実な推進に努めます。

成年後見制度法人後見支援事業については、市民後見人養成事業や「成年後見支援センター」の機能と連携し、「上野原市社会福祉協議会」が実施する法人後見事業の支援に努めます。

意思疎通支援事業については、上野原市意思疎通支援事業実施要綱に基づき、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がい等により、意思疎通を図ることが困難な方に対して、「山梨県立聴覚障害者情報センター」と連携し、手話通訳者又は要約筆記者等を派遣のうえ利便を図ります。

日常生活用具給付等事業については、上野原市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱に基づき、障がいのある方に対して、自立した日常生活を支援するために必要となる用具等を給付又は貸与のうえ利便を図ります。

手話奉仕員養成研修事業については、上野原市手話奉仕員養成研修事業実施要綱に基づき、日常会話程度の手話語彙及び手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成に取り組みます。また、聴覚に障がいのある方の生活支援に結びつけるため、手話奉仕員活動の制度設計に取り組みます。

移動支援事業については、上野原市障害者移動支援事業実施要綱に基づき、社会福祉法人等に委託のうえ、屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、社会生活上の不可欠な外出、余暇活動及び社会参加のための移動を支援します。また、「東部地区福祉有償運送運営協議会」を大月市と共同で設置し、福祉有償運送の推進に努めます。

地域活動支援センター事業については、上野原市障害者地域活動支援センター事業実施要綱に基づき、社会福祉法人等に委託のうえ、施設通所により創作活動及び生産活動の機会提供、社会との交流促進等に係る支援を実施します。また、大月市及び都留市との相互利用を図り、地域活動支援センターの施設確保及び利便性の向上に努めます。

## (2) 任意事業

### ① 事業概要

サービス名	概要
日中一時支援事業	障がいのある人に対して、日中の活動場所を提供のうえ、見守りや集団生活に適應するための訓練等を実施し、家族等の負担軽減と就労機会を確保します。
障がい者虐待防止対策支援事業	障がいのある方への虐待防止と早期発見に努め、緊急時の一時避難先を確保します。

### ② 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	箇所	8	7	7	7	7	7
	件/年	811	824	1,174	936	936	936
障がい者虐待防止対策支援事業	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和2年度の実績は、令和2年9月30日時点の推計値になります。

### ③ 見込量確保の方策

日中一時支援事業については、上野原市日中一時支援事業実施要綱に基づき、社会福祉法人等に委託し、日中活動の場所を提供のうえ、見守りや集団生活に適應するための訓練等を実施し、家族等の負担軽減と就労機会の確保を図ります。

障がい者虐待防止対策支援事業については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、障がいのある方への虐待防止及び保護等に努めるとともに、上野原市障害者虐待緊急一時保護支援事業実施要綱に基づき、社会福祉法人等に委託のうえ、緊急時の一時避難先となる保護施設を確保します。



# 上野原市福祉に関するアンケート調査結果

## 1 調査の概要

### (1) 調査目的

「上野原市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に伴う基礎資料として、障がいのある方の日常生活に関する現状や課題、意見や要望を把握することを目的としました。

### (2) 調査対象

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかが交付されている方を対象としました。

### (3) 調査期間

令和2年7月27日 から 令和2年8月14日 まで

### (4) 調査方法

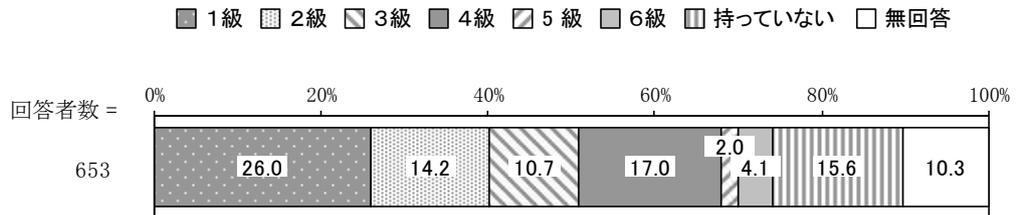
郵送により配布のうえ、返信用封筒又はご持参いただいて回収しました。

### (5) 回答状況

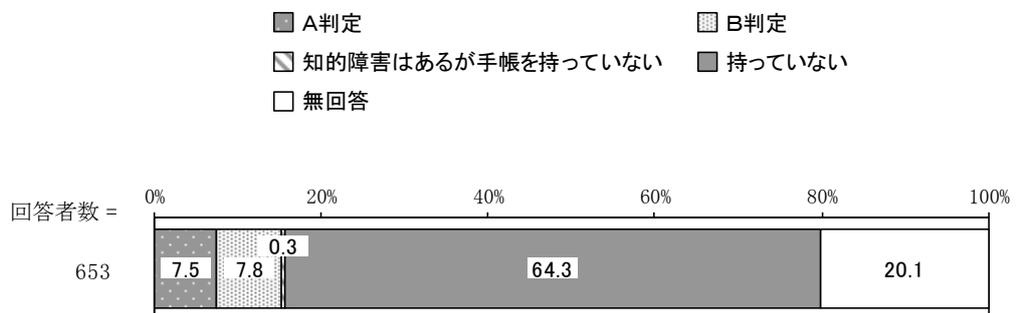
配布数	有効回答数	有効回答率
1,159 通	653 通	56.3%

## 2 調査結果

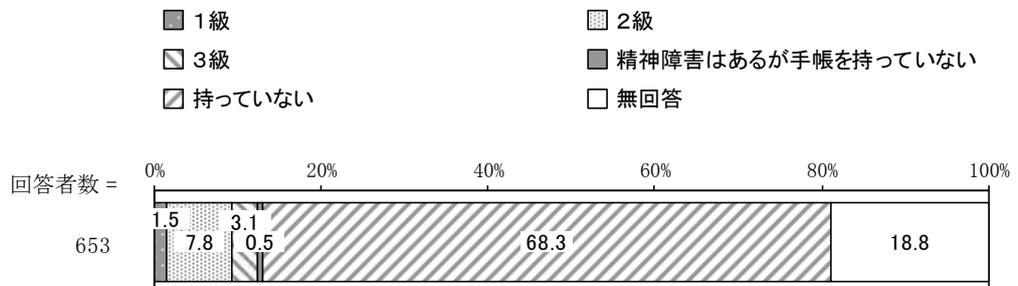
○あなたは「身体障害者手帳」をお持ちですか。



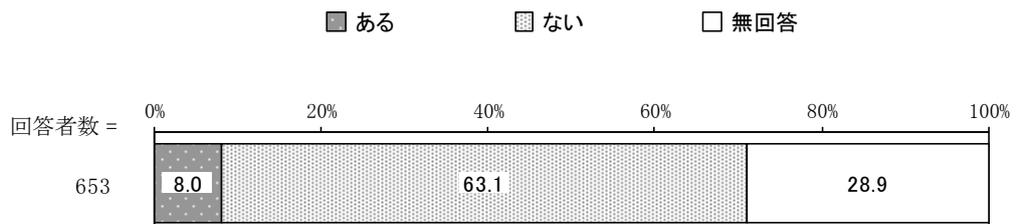
○あなたは「療育手帳」をお持ちですか。



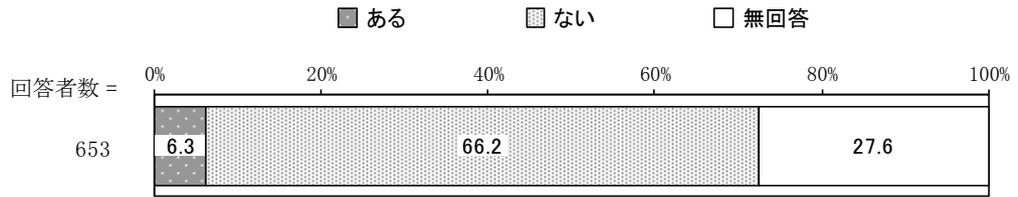
○あなたは「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちですか。



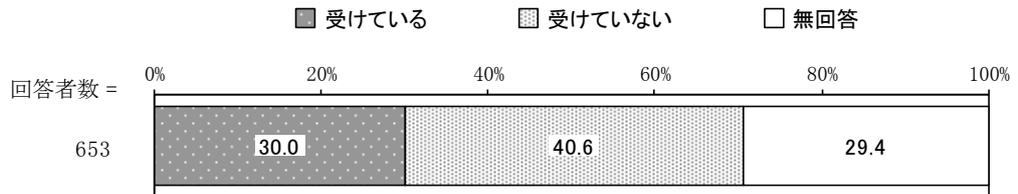
○あなたは「発達障害」として診断されたことがありますか。



○あなたは「高次脳機能障害」として診断されたことがありますか。

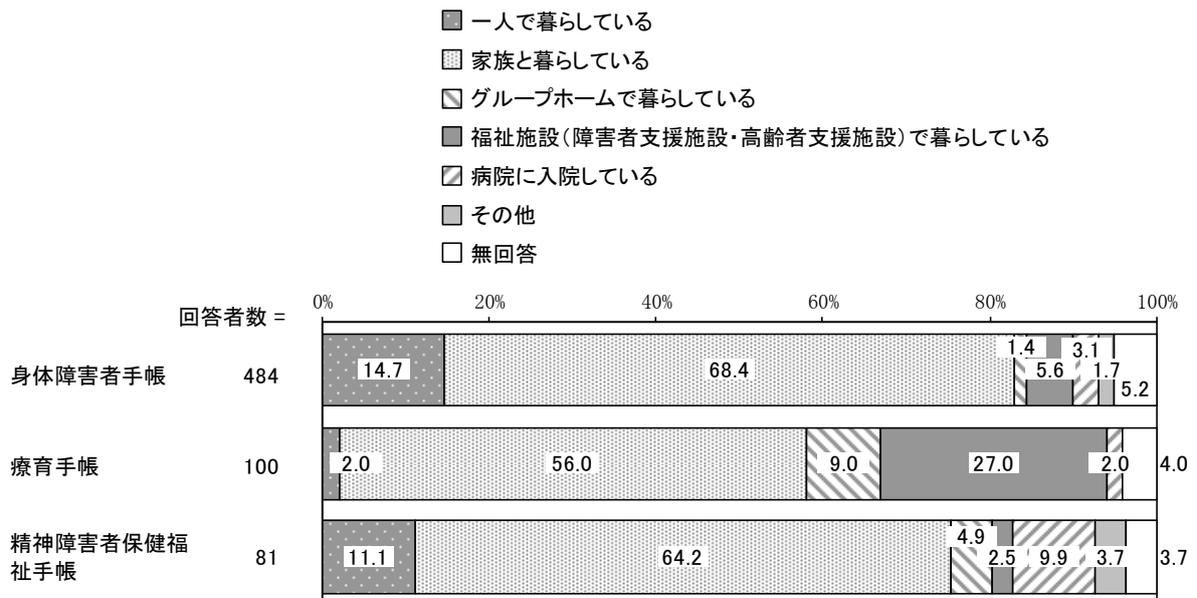


○あなたは現在「医療的ケア」を受けていますか。



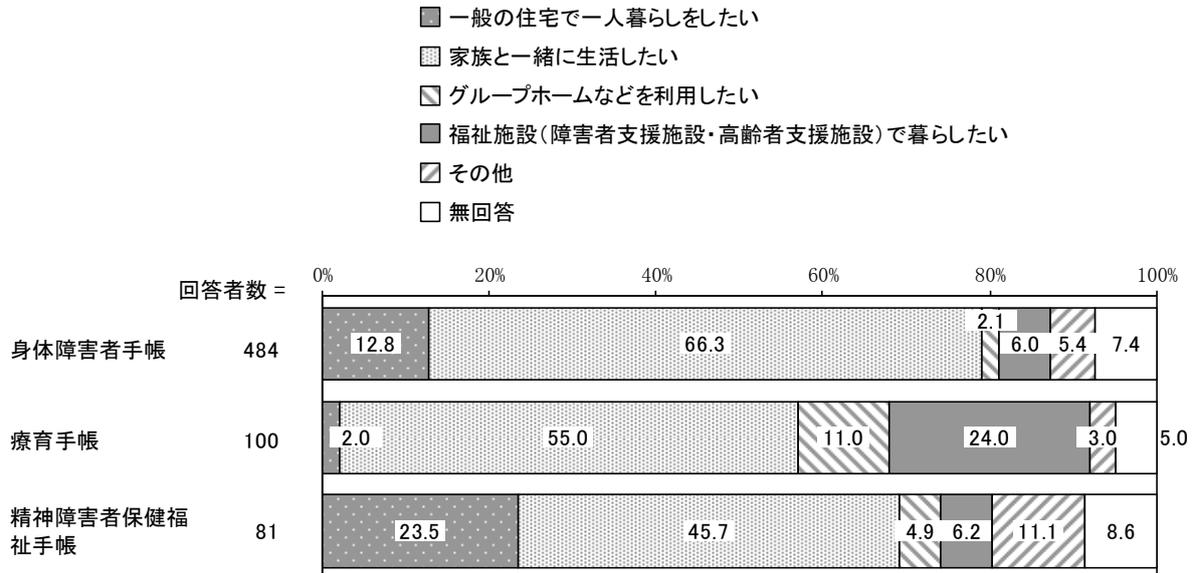
○あなたは現在どのように暮らしていますか。

身体障害者手帳の所持者で「一人で暮らしている」「家族と暮らしている」の割合が高くなっています。また、他に比べて、療育手帳の所持者で「福祉施設（障がい者支援施設・高齢者支援施設）で暮らしている」の割合が高くなっています。



○あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。

精神障害者保健福祉手帳の所持者で「一般の住宅で一人暮らしをしたい」の割合が高くなっています。また、他に比べて、身体障害者手帳の所持者で「家族と一緒に生活したい」の割合が、療育手帳の所持者で「福祉施設（障がい者支援施設・高齢者支援施設）で暮らしたい」の割合が高くなっています。



○希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。

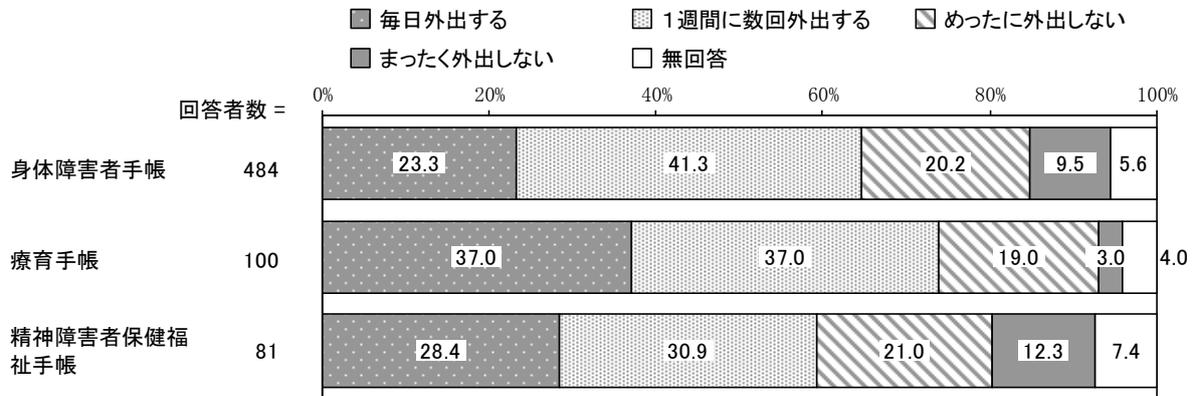
身体障害者手帳の所持者で「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が高くなっています。また、他に比べて、療育手帳の所持者で「相談対応等の充実」「障がい者に適した住居の確保」「生活訓練等の充実」「地域住民等の理解」の割合が、精神障害者保健福祉手帳の所持者で「経済的な負担の軽減」「相談対応等の充実」の割合が高くなっています。

※複数回答あり 単位：%

区分	有効回答数(件)	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	障害者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
身体障害者手帳	484	34.5	16.5	37.0	9.5	36.8	18.6	12.6	9.5	7.6	17.1
療育手帳	100	11.0	32.0	25.0	25.0	35.0	37.0	26.0	25.0	9.0	18.0
精神障害者保健福祉手帳	81	14.8	24.7	24.7	13.6	54.3	40.7	14.8	23.5	7.4	14.8

○あなたは1週間にどの程度外出しますか。

療育手帳の所持者で「毎日外出する」の割合が高くなっています。また、他に比べて、身体障害者手帳の所持者で「1週間に数回外出する」の割合が高くなっています。



○あなたはどのような目的で外出することが多いですか。

療育手帳の所持者で「買い物に行く」「通勤・通学・通所」の割合が高くなっています。また、他に比べて、身体障害者手帳の所持者で「医療機関への受診」「訓練やリハビリに行く」の割合が高くなっています。

※複数回答あり 単位：%

区分	有効回答数(件)	通勤・通学・通所	訓練やリハビリに行く	医療機関への受診	買い物に行く	友人・知人に会う	趣味やスポーツをする	グループ活動に参加する	散歩に行く	その他	無回答
身体障害者手帳	411	19.5	12.4	67.2	59.6	15.8	10.0	6.6	31.1	5.6	3.6
療育手帳	93	57.0	9.7	43.0	59.1	6.5	12.9	6.5	37.6	3.2	3.2
精神障害者保健福祉手帳	65	40.0	9.2	55.4	66.2	10.8	13.8	1.5	29.2	3.1	3.1

○外出するときに困ることは何ですか。

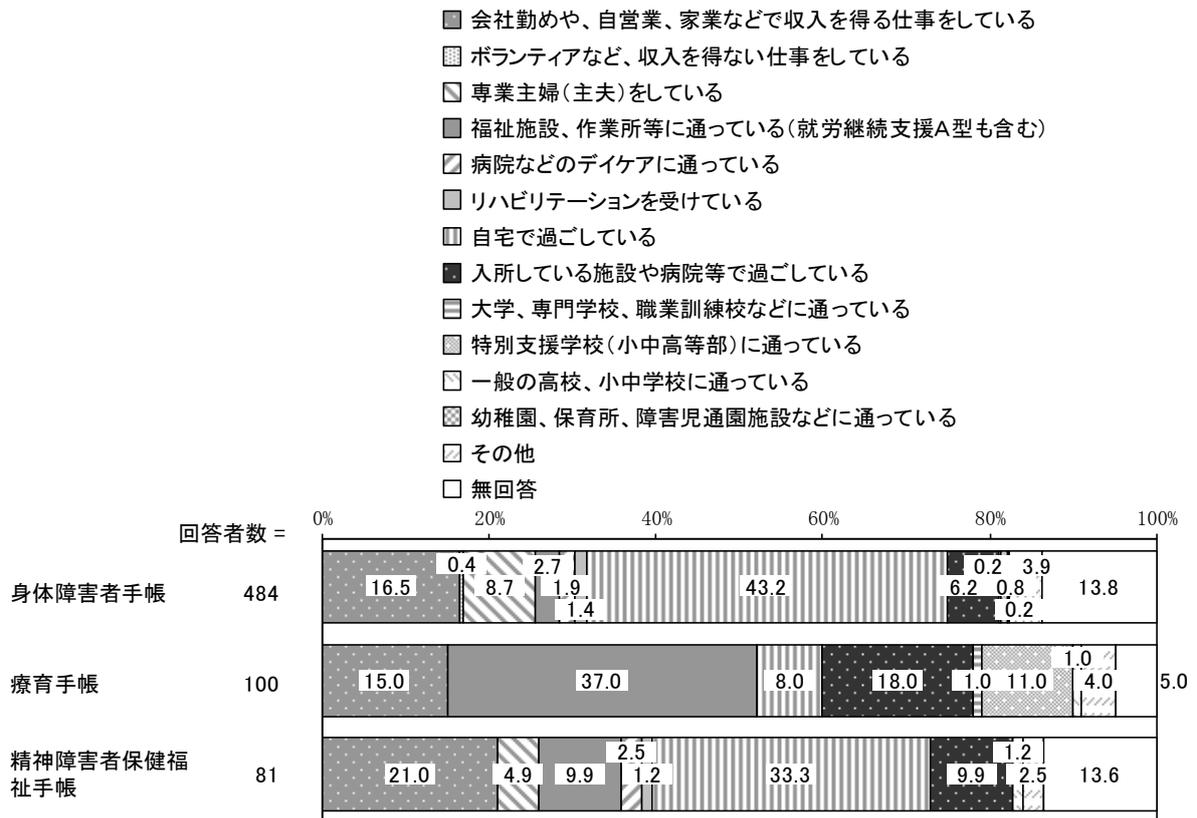
精神障害者保健福祉手帳の所持者で「公共交通機関が少ない」「外出にお金がかかる」の割合が高くなっています。また、他に比べて、身体障害者手帳の所持者で「列車やバスの乗り降りが困難」「道路や駅に階段や段差が多い」の割合が、療育手帳の所持者で「困ったときにどうすればいいのか心配」の割合が高くなっています。

※複数回答あり 単位：%

区分	有効回答数(件)	公共交通機関が少ない	列車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便(通路・トイレ・エレベーターなど)	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	心配	困ったときにどうすればいいのか	その他	無回答
身体障害者手帳	411	29.7	18.7	29.9	5.8	15.1	4.9	16.3	6.1	12.4	12.9	11.9	22.9	
療育手帳	93	22.6	14.0	19.4	12.9	11.8	9.7	21.5	14.0	16.1	38.7	9.7	19.4	
精神障害者保健福祉手帳	65	33.8	6.2	18.5	7.7	12.3	4.6	36.9	15.4	15.4	27.7	12.3	13.8	

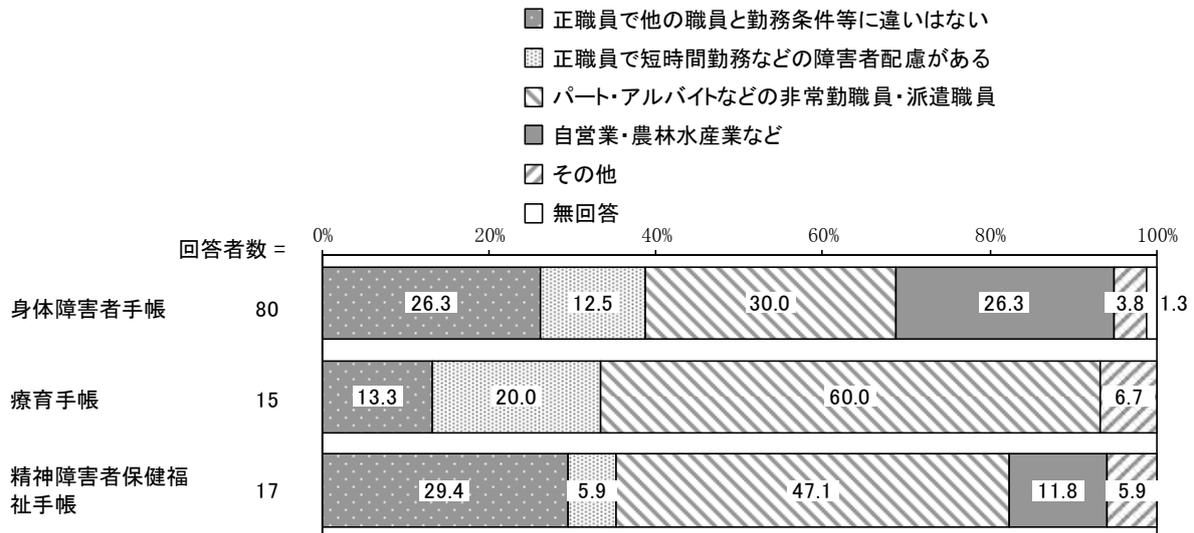
○あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

療育手帳の所持者で「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」「入所している施設や病院等で過ごしている」「特別支援学校（小中高等部）に通っている」の割合が高くなっています。また、他に比べて、身体障害者手帳の所持者で「自宅で過ごしている」の割合が高くなっています。



○どのような勤務形態で働いていますか。

精神障害者保健福祉手帳の所持者で「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の割合が高くなっています。また、他に比べて、療育手帳の所持者で「パート・アルバイトなどの非常勤職員・派遣職員」の割合が、身体障害者手帳の所持者で「自営業・農林水産業など」の割合が高くなっています。



○あなたは、就労の支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

精神障害者保健福祉手帳の所持者で「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」「職場の障がい者理解」「具合が悪くなったときに気軽に通院できること」の割合が高くなっています。また、療育手帳の所持者で「職場の障がい者理解」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「職場で介助や援助等が受けられること」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」の割合が高くなっています。

※複数回答あり 単位：%

区分	有効回答数(件)	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	在宅勤務の拡充	職場の障害者理解	職場の障がい者理解	職場で介助や援助等が受けられること	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	具合が悪くなったときに気軽に通院できること	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	企業ニーズに合った就業訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	無回答
身体障害者手帳	484	24.4	19.8	22.1	25.2	16.1	26.4	26.2	17.6	29.1	12.8	10.3	11.2	7.2	38.8	
療育手帳	100	33.0	16.0	29.0	31.0	11.0	57.0	51.0	33.0	28.0	38.0	25.0	28.0	7.0	20.0	
精神障害者保健福祉手帳	81	33.3	11.1	40.7	39.5	22.2	58.0	48.1	17.3	42.0	34.6	22.2	30.9	6.2	17.3	

○あなたは、現在の生活で困っていることや不安に思うことがありますか。

精神障害者保健福祉手帳の所持者で「適当な働き口がない」「十分な収入が得られない」「趣味や生きがいを持ってない」「生活をするうえで必要な情報を得られない」「自分の健康や体力に自信がない」「相談できる人がいない」の割合が高くなっています。また、療育手帳の所持者で「将来にわたる生活の場（住居）または施設があるかどうか」の割合が、身体障害者手帳の所持者で「自分の健康や体力に自信がない」「特に困っていることや不安に思うことはない」の割合が高くなっています。

※複数回答あり 単位：%

区分	有効回答数(件)	身のまわりの介助や援護をしてくれる人がいない	結婚に関すること	一緒に暮らす人がいない	適当な働き口がない	十分な収入が得られない	趣味や生きがいを持てない	生活をするうえで必要な情報を得られない	自分の健康や体力に自信がない
身体障害者手帳	484	3.9	1.7	3.1	3.3	9.3	5.6	2.9	33.7
療育手帳	100	1.0	5.0	2.0	8.0	15.0	6.0	6.0	18.0
精神障害者保健福祉手帳	81	6.2	7.4	3.7	21.0	35.8	14.8	12.3	38.3

区分	家族などの介助者の健康状態がよくない	隣人などとの関係がうまくいかない	必要な保健・福祉・医療サービスが受けられない	将来にわたる生活の場（住居）または施設があるかどうか	相談できる人がいない	その他	特に困っていることや不安に思うことはない	無回答
身体障害者手帳	6.2	2.1	2.3	10.1	2.7	4.8	30.2	17.1
療育手帳	6.0	4.0	4.0	38.0	4.0	12.0	24.0	15.0
精神障害者保健福祉手帳	3.7	4.9	4.9	33.3	17.3	8.6	16.0	9.9

○あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

全体的に「家族や親せき」の割合が高くなっています。また、他に比べて、療育手帳の所持者で「施設の指導員など」の割合が、精神障害者保健福祉手帳の所持者で「かかりつけの医師や看護師」「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」の割合が高くなっています。

※複数回答あり 単位：%

区分	有効回答数(件)	家族や親せき	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の指導員など	ホームヘルパーなどのサービス事業所の人	障害者団体や家族会	かかりつけの医師や看護師	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	生 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先	相談支援事業所などの民間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	無回答
身体障害者手帳	484	71.1	22.3	9.1	3.3	8.1	4.3	0.6	19.2	9.1	2.5	0.4	0.8	6.8	4.5	9.1
療育手帳	100	51.0	15.0	2.0	10.0	47.0	9.0	2.0	17.0	4.0	—	8.0	11.0	10.0	5.0	8.0
精神障害者保健福祉手帳	81	60.5	22.2	2.5	8.6	18.5	3.7	—	28.4	16.0	1.2	1.2	12.3	11.1	14.8	—

○あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

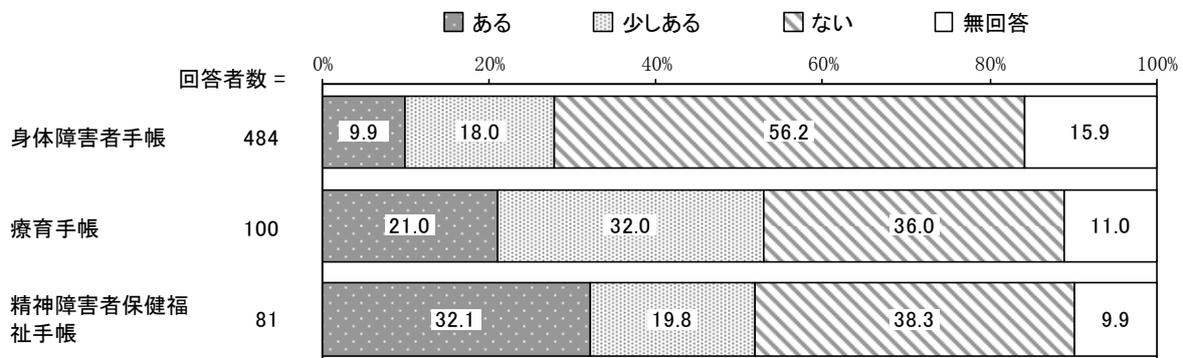
身体障害者手帳の所持者で「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「行政機関の広報誌」「家族や親せき、友人・知人」の割合が高くなっています。また、他に比べて、療育手帳の所持者で「サービス事業所の人や施設職員」「相談支援事業所などの民間の相談窓口」の割合が、精神障害者保健福祉手帳の所持者で「インターネット」「かかりつけの医師や看護師」「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」の割合が高くなっています。

※複数回答あり 単位：%

区分	有効回答数(件)	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	行政機関の広報誌	インターネット	家族や親せき、友人・知人	サービス事業所の人や施設職員	障害者団体や家族会(団体の機関誌など)	かかりつけの医師や看護師	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	学校の先生	相談支援事業所などの民間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	無回答
身体障害者手帳	484	36.4	34.9	13.4	33.7	8.3	1.9	19.6	10.3	2.9	0.6	1.2	9.3	3.5	10.3
療育手帳	100	18.0	15.0	11.0	31.0	37.0	4.0	17.0	4.0	—	9.0	13.0	13.0	4.0	12.0
精神障害者保健福祉手帳	81	24.7	14.8	25.9	18.5	13.6	—	28.4	17.3	1.2	1.2	8.6	17.3	3.7	9.9

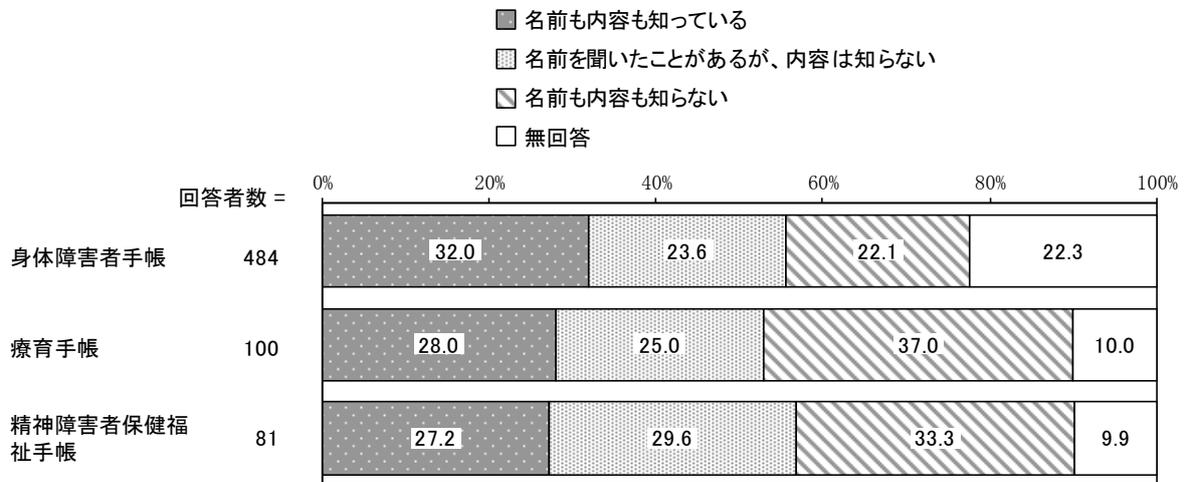
○あなたは障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。

精神障害者保健福祉手帳の所持者で「ある」の割合が高くなっています。また、他に比べて、療育手帳の所持者で「少しある」の割合が、身体障害者手帳の所持者で「ない」の割合が高くなっています。



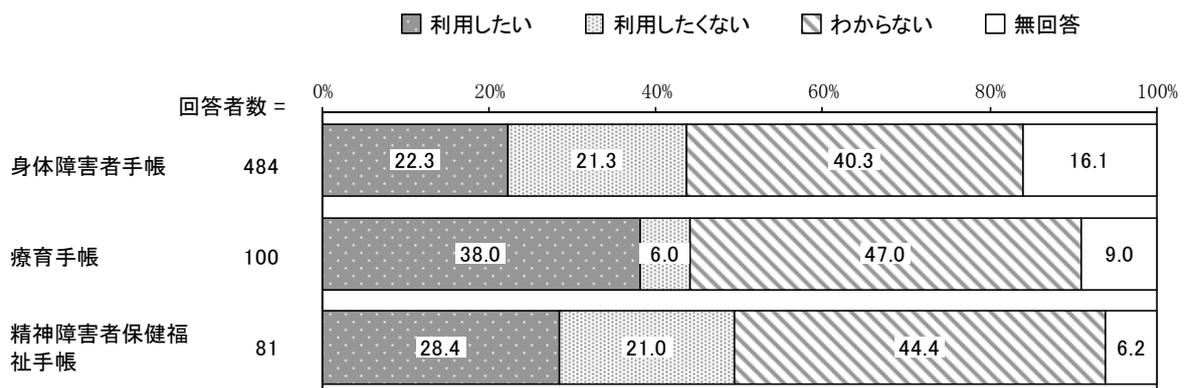
○成年後見制度についてご存知ですか。

療育手帳の所持者で「名前も内容も知らない」の割合が高くなっています。



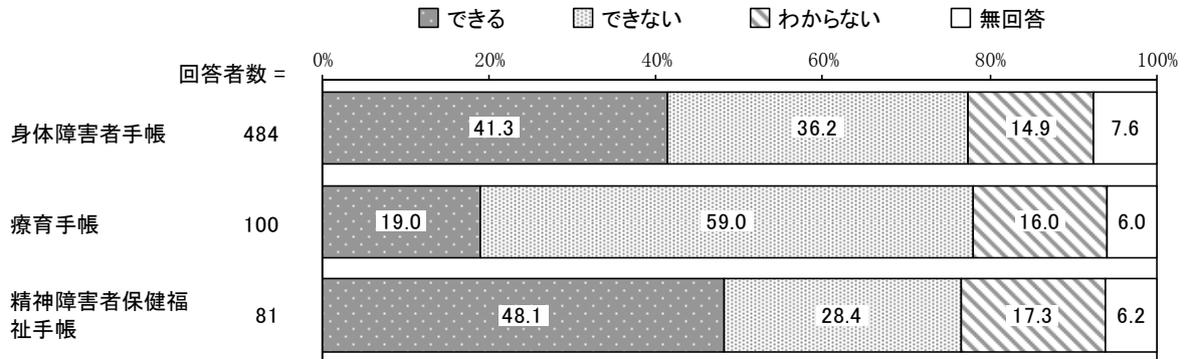
○あなたの判断能力に不安が生じた時、成年後見制度を利用したいと思いますか。

療育手帳の所持者で「利用したい」の割合が高くなっています。また、身体障害者手帳の所持者と精神障害者保健福祉手帳の所持者では、「利用したくない」の割合が高くなっています。



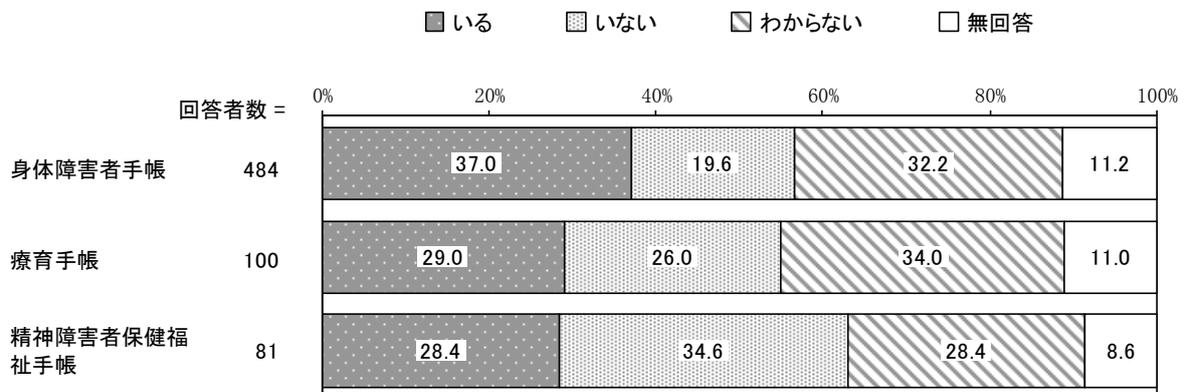
○あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

精神障害者保健福祉手帳の所持者で「できる」の割合が高くなっています。一方、療育手帳の所持者で「できない」の割合が高くなっています。



○家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただを助けてくれる人はいますか。

身体障害者手帳の所持者で「いる」の割合が高くなっています。一方、他に比べて、精神障害者保健福祉手帳の所持者で「いない」の割合が高くなっています。



○火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。

身体障害者手帳の所持者で「投薬や治療が受けられない」「補装具の使用が困難になる」「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が高くなっています。

また、他に比べて、療育手帳の所持者で「救助を求めることができない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が高くなっています。

※複数回答あり 単位：%

区分	有効回答数 (件)	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手 ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に避難 することができない	被害状況、避難場所などの情 報が入手できない	周囲とコミュニケーションが とれない	避難場所の設備（トイレ等） や生活環境が不安	その他	特にな い	無回 答
身体障害者 手帳	484	46.1	11.8	15.1	16.3	41.3	18.2	9.9	46.5	3.3	11.2	13.8
療育手帳	100	37.0	1.0	7.0	35.0	50.0	37.0	43.0	49.0	7.0	10.0	12.0
精神障害者 保健福祉手帳	81	45.7	2.5	7.4	13.6	24.7	22.2	34.6	42.0	8.6	9.9	9.9